

答 申

1 審査会の結論

埼玉県監査委員（以下「実施機関」という。）が、令和6年8月8日付け監査第232号（以下「本件処分1」という。）、同年9月12日付け監査第275号（以下「本件処分2」という。）、同年9月27日付け監査第311号（以下「本件処分3」という。）及び同年9月27日付け監査第312号（以下「本件処分4」という。）で行った公文書不開示決定（以下本件処分1乃至本件処分4を併せて「本件処分」という。）は、開示しない理由の提示に不備があることからこれを取り消し、改めて開示請求に対する処分をすべきである。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年7月25日付け、同年8月31日付け、同年9月17日及び同年9月18日付けでそれぞれ埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、別表に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し実施機関は、「請求に合致する公文書は存在しないため」と理由を付記して本件処分を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、本件処分1及び本件処分2について、同年9月16日付けで、本件処分1については処分の一部、本件処分2については処分を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、実施機関に対し、本件処分3及び本件処分4について、同年10月7日付けで、処分を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求1について、令和7年2月5日に実施機関から条例第

24条の規定に基づく諮問（諮問第387号）を受けるとともに、弁明書及び反論書の提出を受けた。

(6) 当審査会は、本件審査請求2について、同年2月13日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問（諮問第393号）を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

(7) 当審査会は、令和7年12月1日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

(8) 当審査会は、諮問第387号及び第393号について、審査請求人が同一であること、審査請求の内容及び本件処分が同様であると認められることから、これらを併合することとし、令和8年2月2日付けで、審査請求人及び諮問庁に通知した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分1のうち請求内容2及び5、本件処分2、本件処分3及び本件処分4に係る不開示決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件処分1のうち2について、監査委員は事実行為先行行為が監査対象にならないとの主張を繰り返すことによって一事不再理効の働かない違法な監査表明を繰り返している。よって、事実行為先行行為が監査対象にならないことが規定されている根拠を確認できる文書があるはずである。

イ 本件処分1のうち5について、監査委員は財務会計書類補正訂正命令を行わずに一事不再理効の働かない違法な監査表明を繰り返すことにより納税者の住民監査請求をすることが出来る権利を侵害している。よって監査委員が財務会計書類補正訂正命令を行わずに不適法却下できると認識している根拠を確認できる文書があるはずである。

ウ 本件処分2について、監査委員は、予防接種法による法定受託事務の通知もしくは実施について、生物兵器条約等に違反しているにも関わらず監査結果表明に

より繰り返し合法認定している。その際に違憲・条約違反を転換させる行為（否認・抗弁・反証証拠提出）が全くされていない。

よって、違憲・条約違反を転換させる行為（否認・抗弁・反証証拠提出）が全くされていないにもかかわらず繰り返し何度も合法認定しているのであれば、憲法、条約、法律、特別法などの規範構造を無視できる根拠を確認できる文書があるはずである。

エ 本件処分3について、監査委員は住民監査請求人が主張していない論点を記載するなど虚偽の記載をした監査結果を作成しており、虚偽公文書作成罪を構成する。よって、公文書開示請求内容の1と2の両方不開示は論理的整合性がない。

オ 本件処分4について、監査委員は住民監査請求人が主張していない論点を記載するなど虚偽の記載をした監査結果を作成、行使しており、住民訴訟係属裁判所の本質的業務・住民監査請求人のNPOに関する本質的業務を妨害している。監査請求人に不明点を照会することなくこれらの密行的行為を行うことは「偽計」というほかない。よって、公文書開示請求内容の1と2の両方不開示は論理的整合性がない。

(3) 反論書の趣旨

ア 裁判の構造は4段階構造と言われており、4の証拠から抽出した生の事実3が2の要件事実に該当するというあてはめは主観である。監査委員は主観に対して主観であるという無意味な感想の提供を繰り返している。

イ 弁明書において、要件事実・あてはめ等の記載がない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。開示請求書に記載されている監査委員の認識は開示請求人の主観によるものであり、そのような前提での該当文書はない。よって、原処分は相当である。

5 審査会の判断

(1) 開示しない理由の提示について

ア 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、条例第14条第2項の規定に基づき、開示請求者に対して、当該決定をした旨を書面により通知しなければならないとされている。また、本件処分は本件開示請求に対し、公文書を開示しない、すなわち申請を拒否するものであることから、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号。以下「手続条例」という。）第8条第1項の「申請により求められた許認可等を拒否する処分」に当たり、同処分をする場合には、手続条例第8条第1項及び第2項本文の規定により、申請者に対する処分と同時に理由を示さなければならないとされている。この理由の提示は、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて、不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解され、提示されるべき理由としては、不開示とする部分について、所定の開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1頁、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決・集民166号773頁）。

イ 本件不開示決定通知書の開示しない理由の欄には、「文書不存在のため（文書不存在の理由）請求内容に合致する公文書は存在しないため」と記載されていた。しかしながら、この記載では、対象公文書がそもそも作成されてはいないのか、作成されたものの保存年限の到来による廃棄等の事情で保有されなくなったのか、あるいは文書自体は存在するが組織的に用いられていないため公文書に該当しないと判断したのか等の事情を審査請求人において判別できず、不開示とされた理由を了知することができないものと言わざるを得ない。

ウ また、提出された弁明書についても、開示しない理由について「開示請求人の主観による請求であり、そのような前提での該当文書はない。」という主張に留まっており、文書が存在しない理由について十分な説明がされているとは言えず、理由

の提示について補完されたとも認められない。

エ したがって、本件処分には開示しない理由の提示に不備があると言わざるを得ない。

(2) 小括

以上のことから、本件処分は、開示しない理由の提示に不備があることから処分を取り消したうえで、改めて処分及び理由の提示を行うべきである。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

本件処分は、上記のとおり理由の提示に不備があり取り消すべきであるが、以下の検討のとおり、実施機関が対象文書を不存在とした本件処分の処分内容は妥当であると判断したことについて、付言しておく。というのは、再処分として十分な理由を付して本件処分と同様の処分が行われると想定され、本件処分の内容に係る当審査会の判断をしておくことが、紛争の一回的解決に資すると考えられるためである。

(1) 本件処分における対象文書の不存在について

当審査会が対象文書の不存在について実施機関に聴取したところ、不存在とした理由は以下のとおりであった。

ア 本件処分1のうち請求内容2及び5について、請求内容は「事実行為先行行為が監査対象にならないことが規定されている根拠を確認できる文書及び監査委員が補正訂正命令を行わずに不適法却下できると認識されている根拠を確認できる文書」であるが、請求内容に係るものは法文や先行判例が記載された書籍であり、公文書としては作成した事実がなく、不存在である。

イ 本件処分2について、請求内容は「監査委員が憲法、条約、法律、特別法や条例の規範構造を無視できると認識されている根拠を確認できる文書」であるが、請求内容に係る検討をした事実はなく、よって作成した文書も存在しない。

ウ 本件処分3について、請求内容は「虚偽有印公文書作成罪（刑法（明治42年法

律第45号)第156条)及び同行使罪(刑法第158条)構成要件非該当・違法性阻却事由存在・期待可能性不存在と認識されている根拠が確認できる文書及び埼玉県知事が民法(明治29年法律第89号)第644条善管注意義務にもとづき、監査委員等に対し監査結果表明日からの遅延利息損害賠償請求権(民法第719条)を行使したことが確認できる文書」であるが、虚偽有印公文書作成罪等について検討した事実及び監査委員に対し損害賠償請求権を行使された事実はなく、よって作成した文書も存在しない。

エ 本件処分4について、請求内容は「偽計業務妨害罪(刑法第233条)構成要件非該当・違法性阻却事由存在・期待可能性不存在と認識されている根拠を確認できる文書及び埼玉県知事が民法第644条善管注意義務にもとづき、監査委員等に対し監査結果表明日からの遅延利息損害賠償請求権(民法第719条)を行使したことが確認できる文書」であるが、偽計業務妨害罪について検討した事実及び監査委員に対し損害賠償請求権を行使された事実はなく、よって作成した文書も存在しない。

オ 以上の不存在の理由について不自然、不合理な点は見受けられず、聴取の結果、その他に実施機関が請求内容に合致する文書を作成すべき具体的な事情も見受けられなかった。

(答申に関与した委員の氏名)

洞澤 秀雄、松村 好恵、田畑 麗菜

審議の経過

年 月 日	内 容
令和7年 2月 5日	諮問(諮問第387号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和7年 2月13日	諮問(諮問第393号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和7年10月20日	審議(第三部会第194回審査会)
令和7年12月 1日	実施機関から意見聴取及び審議(第三部会第195回審査会)

令和8年 1月19日	審議（第三部会第196回審査会）
令和8年 2月12日	答申

別表

諮問番号	原処分	開示請求する公文書の名称又は内容（一部抜粋）
387	本件処分1	<p>1, 住民監査請求手続きは裁判のシステムを模倣された手続きである。一般に裁判手続きでは「証拠の採用」は任意であるが(民事訴訟法第 247 条自由心証主義)、訴訟物に対する判断は任意とはならない。204 号 235 号 890 号 106 号監査委員・監査委員事務局長どのが請求内容(監査対象)を、理由付記することなしに任意に選択することができると認識されている根拠を確認できる規定・埼玉県住民監査請求取扱要領・全国町村監査委員協議会編 監査必携・条例や特別法など・判例・論文その他</p> <p>2, 感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を提出していない 204 号 235 号 890 号 106 号監査委員どのは、財務会計行為を行わない主体による、先行行為が非財務会計行為である事実行為である場合も民法 709 条不法行為が認定されている判例(東京高判平成 10・12・10)も事例提供されているにもかかわらず、事実行為先行行為が監査対象にならないとの主張を繰り返すことによって一事不再理効の働かない違法な監査表明を繰り返している。事実行為先行行為が監査対象にならないことが規定されている根拠を確認できる規定・埼玉県住民監査請求取扱要領・全国町村監査委員協議会編 監査必携・条例や特別法など・判例・その他論文</p> <p>3, 890 号 106 号埼玉県監査委員・監査委員事務局長どのは、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を提出せずに、損害なしと事実認定し一事不再理効の働かない違法な監査結果表明</p>

		<p>をしている。立法事実存在の抗弁を提出していなければ損害額不明となるべきところ、損害なしと事実認定できると認識されている根拠を確認できる規定・埼玉県住民監査請求取扱要領・全国町村監査委員協議会編 監査必携・条例や特別法など・判例・論文その他</p> <p>4, Wednesday, October 11th, 2023 at 7:58 AM 却下理由「請求の要旨を変えることなく、容易に補正することが可能」要件充足非充足事実認定過程が不明である。感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を提出していない埼玉県監査委員・埼玉県監査委員事務局長どのは、235号監査請求で作成したすべての文書を開示請求 050401 したにもかかわらず、235号監査請求で作成したすべての文書を公開していない。</p> <p>A 立法事実存在の抗弁を提出していない監査委員・監査委員事務局長どのがすべての文書を公開しないことができると認識されている根拠を確認できる規定・埼玉県住民監査請求取扱要領・全国町村監査委員協議会編 監査必携・条例や特別法など・判例・論文その他</p> <p>B 立法事実存在の抗弁を提出していない監査委員・監査委員事務局長どのが部分開示をすることができると認識されている根拠を確認できる規定・埼玉県住民監査請求取扱要領・全国町村監査委員協議会編 監査必携・条例や特別法など・判例・論文その他</p> <p>5, 感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を提出していない</p> <p>890号 106号埼玉県監査委員どのは情報システム課担当者から受領した開示請求取り下げ後 R5 経費記載済開示文書添付を</p>
--	--	---

		<p>しているにもかかわらず、Tuesday, February 27th, 2024 at 1:19 PM 監査委員・監査委員事務局長どのが補正訂正命令も行わずに、890号106号で一事不再理効の働かない違法な監査結果表明を繰り返している。立法事実存在の抗弁を提出していない890号106号埼玉県監査委員どのが補正訂正命令も行わずに不適法却下できると認識されている根拠を確認できる規定・埼玉県住民監査請求取扱要領・全国町村監査委員協議会編 監査必携・条例や特別法など・判例・論文その他</p> <p>6, ないことの存在証明は悪魔の証明といわれている。わが国で薬事行政上刑事事件として立件有罪とされた事件は薬害エイズ訴訟しかない。法令上国や省庁に対する客観訴訟の制度が規定されてきていないので、松村氏のおこなった行政行為に投与された公金に対する客観訴訟における司法判断はなされていないことが明白である。存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)検査補助金支給後の、立法事実存在の抗弁提出していない自治体の長らによる不当利得返還請求権不行使に関する刑法 247 条背任罪要件判断先行判例はない。感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を提出していない埼玉県監査委員は、文書不存在の推定を転換させる立証行為(否認・抗弁・反証証拠)が全くされていないにもかかわらず、監査請求人に文書提出義務を課し一事不再理効の働かない違法な不適法却下監査結果表明を繰り返している。</p> <p>A 立法事実存在の抗弁を提出していない埼玉県監査委員どのが文書不存在の推定を転換させる立証行為なしで文書提出義務を課し不適法却下を繰り返すことができると認識されてい</p>
--	--	---

		<p>る根拠を確認できる規定・埼玉県住民監査請求取扱要領・全国町村監査委員協議会編 監査必携・条例や特別法など・判例・論文その他</p> <p>B 立法事実存在の抗弁を提出していない埼玉県監査委員どのが、事実証明書類を添付できない「特段の事情」（京地判昭63.11.9）にあたらぬとする理由付記せずに不適法却下を繰り返すことができると認識されている根拠を確認できる規定・埼玉県住民監査請求取扱要領・全国町村監査委員協議会編 監査必携・条例や特別法など・判例・論文その他</p>
	本件処分2	<p>立法事実存在の抗弁を提出していない埼玉県監査委員どのが、憲法＞条約＞法律＞特別法や条例の規範構造を無視できると認識されている根拠を確認できる規定・埼玉県住民監査請求取扱要領・全国町村監査委員協議会編 監査必携・条例や特別法など・判例・論文その他</p>
393	本件処分3	<p>1、知事・106号監査委員・監査委員事務局長どのが、虚偽有印公文書作成罪（刑法第156条）及び同行使罪（同法第158条）構成要件非該当・違法性阻却事由存在・期待可能性不存在と認識されている根拠を確認できる文書（規定・埼玉県住民監査請求取扱要領・全国町村監査委員協議会編監査必携・条例や特別法など・判例・論文その他）</p> <p>2、立法事実存在の抗弁を提出していない知事どのが民法644条善管注意義務にもとづき、監査委員等に対し監査結果表明日からの遅延利息損害賠償請求権（民法719条）を行使したことが確認できる文書</p>
	本件処分4	<p>1、知事・106号監査委員・監査委員事務局長どのが、偽計業務妨害罪（刑法第233条）構成要件非該当・違法性阻却事由存在・期待可能性不存在と認識されている根拠を確認できる</p>

		<p>文書（規定・埼玉県住民監査請求取扱要領・全国町村監査委員協議会編監査必携・条例や特別法など・判例・論文その他）</p> <p>2、立法事実存在の抗弁を提出していない知事どのが民法 644 条善管注意義務にもとづき、監査委員等に対し監査結果表明日からの遅延利息損害賠償請求権（民法 719 条）を行使したことが確認できる文書</p>
--	--	--